

被疑者取調べ監督要綱（例規通達）

平成28年12月20日
例規（総）第54号

改正 令和7年5月30日 例規（人）第34号

第1 趣旨

この要綱は、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「適正化規則」という。）に定めるもののほか、被疑者取調べの監督の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において使用する用語は、別に定めるもののほか、適正化規則において使用する用語の例による。

第3 体制等

1 警察本部

警察本部における被疑者取調べ監督体制は、次のとおりとする。

- (1) 取調べ監督官は、警務部人材育成課の警部以上の階級にある警察官（取調べ監督を担当する者に限る。）とする。
- (2) 巡察官は、警務部人材育成課取調べ監督室長（次号において「取調べ監督室長」という。）及び取調べ監督官とする。
- (3) 取調べ調査官は、取調べ監督室長とする。
- (4) 取調べ監督補助者（適正化規則第4条第3項に規定する取調べ監督官の職務を補助する者をいう。以下同じ。）は、刑事部刑事企画課機動捜査隊隊長、交通部交通機動隊副隊長及び分駐隊長、交通部高速道路交通警察隊副隊長及び分駐隊長、警備部機動隊副隊長並びに警務部人材育成課係長（取調べ監督を担当する者に限る。）とする。

2 警察署

警察署における被疑者取調べ監督体制は、次のとおりとする。

- (1) 取調べ監督官は、警務課長（警務課の置かれていない警察署にあっては次長）とする。
- (2) 取調べ監督補助者は、警務係長、当直長及び副当直長とする。
- (3) 前号に規定するもののほか、警察署長は、必要があると認める場合は、交番所長その他の地域部門の係長の職にある者を取調べ監督補助者に指名することができるものとする。

第4 被疑者取調べ予定の報告等

1 報告要領

- (1) 捜査主任官は、被疑者取調べを行うときは、当該取調べが行われる日の午前9時（当該取調べが日曜日、土曜日又は職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号）第2条に規定する休日（以下「閉庁日」という。）に行われるときは、当該閉庁日の直前の勤務日の午後4時30分）までに、当該取調べの予定を取調べ監督システム（被疑者取調べの監督業務を支援する情報管理システムをいう。以下「システム」という。）に登録することにより、その予定を当該被疑者取調べに使用する取調べ室（これに準ずる場所を含む。以下同じ。）に係る取調べ監督官に報告するものとする。
- (2) 捜査主任官は、前号の規定による登録を被疑者取調べを行う警察官に行わせることができる。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、被疑者取調べを行う警察官は、緊急に被疑者取調べを行う必要がある場合には、使用する取調べ室に係る取調べ監督官（執務時間外にあっては使用する取調べ室に係る当直長）に口頭報告の上、取調べ予定（管理）表（別記様式第1号）にその旨を追記するものとする。

2 被疑者取調べ予定の確認等

- (1) 取調べ監督官は、システムから取調べ予定（管理）表を出力し、被疑者取調べ予定を確認するものとする。
- (2) 取調べ監督官にあっては執務時間外における取調べ予定を当直長に引き継ぎ、当直長にあっては当直勤務終了後、速やかに執務時間外における取調べ状況を取調べ監督官に引き継ぐものとする。

第5 被疑者取調べの監督

1 被疑者取調べ状況の確認等

取調べ監督官は、事件指揮簿、取調べ状況報告書の閲覧及び取調べ室の外部からの視認その他の方法により被疑者取調べの状況の確認を行うものとする。この場合において、取調べ室の外部からの視認を行うに当たっては、不定期な実施に努めることとし、視認実施後に視認状況等を確認結果等記録簿（別記様式第2号）に記録するものとする。

2 監督対象行為の疑いがある場合の措置

- (1) 取調べ監督官は、監督対象行為の疑いがあると認めた場合には、検査主任官に対し、連絡・結果票（別記様式第3号）を交付して被疑者取調べの中止その他の措置を求めるものとする。ただし、明らかに違法な監督対象行為を認めた場合は、直ちに被疑者取調べの中止の措置を講じ、その後に連絡・結果票により所属長に報告した上で検査主任官に通知するものとする。
- (2) 前号本文の措置を求められた検査主任官は、速やかに必要な措置を講じ、その結果を連絡・結果票に記載して取調べ監督官に通知するものとする。
- (3) 前号の規定による通知を受けた取調べ監督官は、その結果を速やかに所属長に報告するものとする。

- (4) 取調べ監督官は、現に監督対象行為があると認めた場合で捜査主任官が現場にいないとき又は捜査主任官から要請があったときは、自ら被疑者取調べの中止その他の措置を講じ、速やかに、連絡・結果票により所属長に報告した上で捜査主任官に通知するものとする。
- (5) 所属長は、前各号の措置が講じられた場合には、当該措置の内容を警務部人材育成課長(以下「人材育成課長」という。)を経由して、警察本部長に報告しなければならない。ただし、警察本部長への報告は、当該措置により監督対象行為があると認められた場合に限る。

第6 苦情の措置

1 苦情の受理等

(1) 苦情の受理

警察職員は、被疑者取調べに関する苦情の申出を受けたときは、山形県警察苦情処理要綱(平成27年2月27日付け例規(広、総)第7号。以下「苦情処理要綱」という。)に基づき受理するものとする。

(2) 受理者等の措置

ア 捜査員が被疑者取調べについて苦情の申出を受けたときは捜査主任官に、留置業務に従事する職員が苦情の申出を受けたときは留置主任官に、その他の警察職員が苦情の申出を受けたときは自所属の警部相当職以上の職員にそれぞれ報告するものとする。

イ 報告を受けた捜査主任官、留置主任官及びその他警部相当職以上にある職員は、苦情処理要綱の所定の手続と併行して、速やかに、取調べ監督官にその旨及びその内容を通知するものとする。

ウ 当該通知を受けた取調べ監督官は、当該通知が自所属以外の所属の取調べ室における被疑者取調べに係るものであるときは、当該所属の取調べ監督官に当該苦情の申出を受けた旨及びその内容を通知するものとする。

2 取調べ監督官の措置

前項の規定による通知を受けた取調べ監督官は、速やかに取調べ調査官に報告の上、苦情処理要綱に基づき規定する苦情受理簿の写しを送付するとともに、捜査主任官を通じて事実関係を確認するものとする。

第7 調査

1 調査の実施

取調べ調査官は、被疑者取調べに係る苦情、所属長からの報告その他の事情から合理的に判断して監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該監督対象行為の有無を調査するものとする。この場合において、取調べ調査官は、調査対象となった所属の取調べ監督官、捜査主任官及び調査対象となった被疑者取調べの職務執行を主管する警察本部の業務主管課長と緊密な連携を図るものとする。

2 調査の方法及び結果報告

取調べ調査官は、前項の規定による調査をするときは、適正化規則第10条第2項に規定する方法で行い、同条第3項に規定する調査結果報告書により、人材育成課長を経由して、警察本部長に報告するものとする。

3 関係所属への通知

取調べ調査官は、第1項の規定による調査を行った結果、必要と認めるときは、当該調査結果を関係所属に通知するものとする。

第8 巡察

1 巡察の実施

巡査官は、随時、取調べ室等を巡察するものとする。

2 巡察要領

第5の被疑者取調べの監督に関する規定は、巡査官が行う巡察について準用する。

第9 被疑者取調べ状況の報告、確認等

1 被疑者取調べ状況の報告

被疑者取調べを行った警察官は、速やかに、取調べ状況報告書の内容をシステムに登録し、使用した取調べ室に係る取調べ監督官に報告するものとする。

2 被疑者取調べ状況の確認等

取調べ監督官は、前項の規定により報告された内容をシステムで閲覧し、当該取調べ室で行われた被疑者取調べに係る監督対象行為の有無を確認するとともに、視認による確認の時間、監督上の参考事項等をシステムに登録して、当該取調べが行われた日の翌日（当該取調べの翌日が閉庁日のときは、当該閉庁日の直後の勤務日）の午前10時30分までに、取調べ状況報告書一覧（別記様式第4号）により、所属長に報告するものとする。ただし、被疑者取調べが行われなかつた場合は、この限りでない。

3 警察本部長への報告

所属長は、取調べ状況報告書の内容を人材育成課長を経由して、警察本部長に報告するものとする。

第10 他の所属及び他の都道府県警察の取調べ室を使用する場合の対応等

1 他の所属の取調べ室を使用する被疑者取調べ

(1) 確認等の依頼

取調べ監督官は、自所属の警察官が他の所属（他の都道府県を除く。以下同じ。）の取調べ室を使用して、自所属に係る被疑者取調べを行うときは、当該他の所属の取調べ監督官に連絡し、被疑者取調べの確認等を依頼するものとする。

(2) 取調べ監督官相互の連携

取調べ監督官は、前号の規定により確認等を依頼したときは、当該他の所属の取調べ監督官と相互に連携を図りながら協力するものとする。

(3) 被疑者取調べ状況の報告の例外

被疑者について、同一事実を内容とする被疑者取調べを一日に複数の警察署等で行った警察官は、第9第1項の規定にかかわらず、自所属の取調べ監督官に報告するものとする。

2 他の都道府県警察の取調べ室を使用する被疑者取調べ

取調べ監督官は、自所属の警察官が他の都道府県警察の取調べ室を使用して被疑者取調べを行うときは、警察本部の取調べ監督官を経由して、当該他の都道府県警察本部の取調べ監督官に対し被疑者取調べ状況の視認等を依頼し、その結果を警察本部の取調べ監督官を経由して確認するものとする。

3 他の都道府県警察から被疑者取調べの視認等の依頼を受けた場合

警察本部の取調べ監督官は、他の都道府県警察の取調べ監督官から被疑者取調べ状況の視認等の依頼があったときは、当該取調べ室に係る取調べ監督官に対し、被疑者取調べ状況の視認等を依頼し、その結果を当該都道府県警察の取調べ監督官に連絡するものとする。

第11 関係書類の保存期間

被疑者取調べに関する関係書類の保存期間は、次の表のとおりとする。

関係書類	保存期間
取調べ予定（管理）表	1年
確認結果等記録簿	1年
取調べ状況報告書一覧	1年
連絡・結果票	3年
調査結果報告書	3年

別記様式 一略一